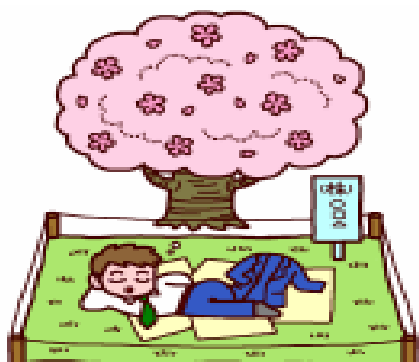


相談室だより (米の山) 2008年4月


担当：米の山病院 MSW 渡辺

みなさんはもうお花見には行かれましたか？私は先日花見に出かけたのですが、花満開の中ほろ酔い気分で多職員と親睦を深めることができました。今度は新入職員とも親睦を深めたいと思います。4月に入り新年度がスタートしましたが、今年度も定期的に「相談室だより」を発行していけたらと考えていますので、お付き合いください。さて今回の相談室だよりは、みなさんからいただいた質問をQ&Aという形でお答えしていこうと思います。




Q&A


Q．身体障害者手帳って何級まであるのですか？

 1級から7級まであります。1級が一番重度の障害があり2級・3級と数字が増えるごとに軽度の障害となっていきます。介護保険の要介護とは級数(数字)が逆になるので間違わないで下さいね。


Q．身体障害者の7級ですが、手帳が交付されていませんがどうしてでしょうか？

 手帳が交付されるのは1級～6級までです。手帳が交付されると様々な優遇制度が利用できます。しかし7級の場合には手帳が交付されないために、こうした制度が利用できません。あまりメリットがないのが現状です。

Q．身体障害者手帳のメリットについて教えてください。

 医療費の控除はもちろんですが、税金(所得税・住民税・事業税・相続税・贈与税)の控除や減免、自動車税等(本人・同一生計者)の減免、運賃割引(JR・電車・バス・タクシー・航空機・船舶・有料道路)、公共料金(NHK・郵便・施設・携帯電話基本使用料)、補装具費(購入費・修理費)の支給、日常生活用具の給付などがあります。ただし身体障害者手帳の級数によって利用制度がことなりますので注意が必要です。

Q．ペースメーカーを植え込みましたが障害手帳はもらえますか？

 はい、1級がもらえます。身体障害者手帳には、肢体不自由(上肢・下肢・体幹機能障害・脳原性障害)はもちろんですが、視覚障害、聴覚障害、平衡障害、音声・言語障害(構音障害)、咀嚼・嚥下機能障害、嗅覚障害、腎機能障害、呼吸器障害、心臓機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害があります。ペースメーカーの場合には心臓機能障害にあたります。

Q . 生活保護を受給していますが、車の所有は可能でしょうか？



基本的には NG です。自動車事故にあった場合にその費用(自賠責保険・任意保険含む)を税金で払うことができないとの見解があります。ただし条件によって認められるケースがあります。例えば、障害者の子供がおり障害施設への送迎がどうしても必要な場合や配送業などで仕事の都合上、自家用車が必要と認められた場合などは例外的に所有を認められることがあります。

Q . 58 歳ですが介護保険の申請はできないのでしょうか？



介護保険の申請は原則 65 歳以上の方です。ただし 40 歳～64 歳(第 2 号被保険者)の方も病気によっては介護認定を受けることができます。筋萎縮性側索硬化症 後縦靭帯骨化症 骨折を伴う骨粗しょう症 シャイ・ドレーガー症候群 初老期における認知症(アルツハイマー病、脳血管性認知症、ピック病、クロイツフェルト・ヤコブ病) 脊髄小脳変性症 脊柱管狭窄症 早老症 糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症・糖尿病性網膜症 脳血管疾患(脳出血、脳梗塞) パーキンソン病 閉塞性動脈硬化症 慢性関節リウマチ 慢性閉塞性肺疾患(肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎) 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 末期癌 以上の 16 疾患については 65 歳にならなくても 40 歳以上から介護保険の申請ができます。逆をいえば、それ以外の疾患については認められないということになります。

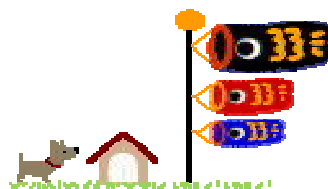
Q . 「特別障害者手当」という制度があると聞きましたがどのような制度か教えて下さい。



「特別障害者手当」とは日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅で生活(施設入所や 3 ヶ月以上の入院患者は除く)されている重度心身障害者の方に手当として月額 26,440 円を支給するものです。いくつかの障害の条件や本人・配偶者及び扶養義務者に一定以上の所得があるときには対象にならないので注意が必要です。



今回の Q&A はいかがだったでしょうか?みなさんからの質問を今回はこのような形で掲載させていただきました。今後もみなさんからの疑問・質問を随時お答えできたらと考えています。みなさんも是非聞きたい制度や相談があれば SW に声を掛けてくださいね。



「相談室だより」が法人 SW 委員会で確認され、米の山病院・みさき病院が各月で発行することになりました。偶数月は米の山病院、奇数月はみさき病院が発行することに決まりました。これからの「相談室だより」に乞うご期待!!

医療社会科(SW 職場)が 4 月より地域医療連携室と統合します。今後は地域医療連携室の一員として相談業務・連携業務を行っていきます。

4 月より長寿医療制度(後期高齢者医療制度)がスタートしました。75 歳以上の高齢者(一部 65 歳以上の障害者の方)にとっては、今まで加入していた保険を脱退させられて、新たに新しい保険に加入することになります。なんととっても保険料は年金天引き。年金天引きにする前に消えた年金をどうにかするのが先決じゃないか考えるのは、きっと 1 人だけではないはず・・・。

4 月の診療報酬より「退院調整加算」「後期高齢者退院調整加算」が新設されました。これによりようやく SW 業務にも点数がつけられることになりました。SW の必要性が認知されてきたのを実感しますね。